

# 今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

今治市要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、今治市内のホテル及び旅館（以下「宿泊施設」という。）に宿泊し、市内の体験学習を実施する修学旅行を積極的に誘致し、観光の振興と地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が学校行事として行うものをいう。
- (2) 宿泊事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた者をいう。
- (3) 旅行会社 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

## (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 宿泊サービス提供事業 運営する宿泊施設において、宿泊する修学旅行の生徒等に対し、今治市らしい独自のサービスを提供する事業
- (2) 体験型メニュー事業 市内へ宿泊し、市内の有料コンテンツ、観光施設等を利用するメニューを企画し、実施する事業

## (補助対象事業者、補助金額及び補助条件)

第4条 補助対象事業者、補助対象経費、補助金額及び補助条件は別表1に定めるところとする。ただし、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 今治市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかに該当する者
- (2) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していないもの。

## (補助対象期間)

第5条 修学旅行による補助対象期間は、次のとおりとし、出発日を基準として決定する。

(1) 申請期間 各年度4月1日から翌年3月20日まで

(2) 修学旅行設定期間 各年度4月1日から翌年3月末まで

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助の対象となる修学旅行の実施日の10日前までに、今治市長（以下「市長」という。）に、次の各号に定める書類を各1部提出し、補助金交付申請を行わなければならない。

(1) 今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）

(2) 修学旅行日程表（様式自由）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該申請書等の審査を行い、補助金の交付又は不交付決定したときは、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「交付（不交付）決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 市長が、申請内容について資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料を求めることができる。

3 市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たって条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 補助対象事業者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、交付申請書の内容を変更することができる。

(1) 補助金の交付を受ける前の日までに当該変更を行うとき。

(2) 補助対象事業者の責によらないと認められる又は当該変更が合理的と認められるとき。

2 前項に規定する変更を行う場合は今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金事業変更承認申請書（別記様式第3号）を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修正等の変更については、報告に代えることができる。

3 前項に該当する場合で、補助対象経費の金額が変更となるときは、変更前の補助対象経費の金額を上限とし、変更に応じて減額のみを行い、増額は行わないものとする。

4 市長は、前2項の規定による書類を受理したときは、当該申請書の審査を行い、補助金の変更を承認したときは、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

(事業の中止)

第9条 補助対象事業者は、事業を中止しようとするときは、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金中止届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象事業者は、当該修学旅行催行後すみやかに次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- （1） 修学旅行事業実績報告書（別記様式第6号）
- （2） 修学旅行日程表＜実績＞（様式自由）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により、実績報告書及び添付書類を受理した場合には、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付額確定通知書（別記様式第7号。以下「確定通知書」という。）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金請求書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

（補助金の取消）

第13条 市長は補助対象事業者が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は前項の規定による取り消しをした場合は、交付決定取消及び変更通知書（別記様式9号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は前条の規定により、補助金の交付後に決定を取り消した場合において、補助対象事業者に対し期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（天災等による特例）

第15条 天災地変等（新型コロナウイルス感染症を含む。）により、補助対象事業者及び当該補助対象事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより補助対象期間内での稼働及び経費の支払いが困難となった場合等で、市長がやむを得ないと認めた場合は、催行日を変更できるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

別表 1

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助金額	補助条件
宿泊サービス提供事業	宿泊施設の所在地が市内にある宿泊事業者	宿泊する生徒等に提供する今治らしい独自のサービス提供に要する費用	一人あたり1,500円とし、これに児童・生徒の数を乗じたものとする。	市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること
体験型メニュー事業	修学旅行を企画する旅行会社	体験型メニューの企画、実施に要する費用	一人あたり1,500円とし、これに児童・生徒の数を乗じたものとする。	市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内の有料の体験コンテンツや観光施設等を1施設以上利用すること

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号  
住所  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付申請書（宿泊サービス提供事業）

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
学校名	
宿泊施設名（今治市内）	
宿泊日（今治市内）	年 月 日
児童・生徒参加予定人数※	1泊目 _____人×1,500円＝ _____円（a） 2泊目 _____人×1,500円＝ _____円（b） 今治市内で宿泊する泊数分のみ記載してください。
申請金額	_____円（（a）＋（b））
今治市らしい独自のサービスの内容	

※児童・生徒参加予定人数は、教諭及び引率者は含まない。（児童・生徒数のみ）

【添付書類】

修学旅行日程表（様式自由 宿泊先が記載されているもの）

担当者

職（担当）

氏名

電話番号

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号  
住所  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付申請書（体験型メニュー事業）

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
学校名	
宿泊施設名（今治市内）	
宿泊日（今治市内）	年 月 日
実施予定の体験型メニュー※1	
児童・生徒参加予定人数※2	_____人×1,500円=_____円
申請金額	_____円

※1実施予定の体験型メニューは、市内の有料体験コンテンツや観光施設等を記載すること。

※2児童・生徒参加予定人数は、教諭及び引率者は含まない。（児童・生徒数のみ）

【添付書類】

修学旅行日程表（様式自由 宿泊先及び体験型メニューが記載されているもの）

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

今治市指令記号第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金の支給について、次のとおり条件を付けて交付する（次の理由により交付しない）ことと決定したので通知します。

1 交付決定金額 金 円

2 交付内容

3 条件

- (1) 補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (5) この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (6) この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
- (7) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（交付しないことと決定した理由）

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった事業を次のとおり変更したいので、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第8条により、申請します。

1 既に交付決定を受けている修学旅行事業内容

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
学校名	
宿泊施設名	

2 変更の内容（日付・人数等、具体的に記載してください）

変更前	変更後

3 添付書類

（1）修学旅行日程表（様式自由 宿泊先及び体験型メニューが記載されているもの）

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----



別記様式第4号（第8条関係）

今治市指令記号第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金の変更については、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容  
（不承認の理由）

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金中止届書

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった事業を、次の理由により中止いたしますので、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第 9 条により、申請します。

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
学校名	
宿泊施設名	
中止の理由	

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

年 月 日

(あて先) 今治市長

申請者 郵便番号  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金 実績報告書(宿泊サービス提供事業)

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施しましたので、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて提出します。

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
学校名・学年	
宿泊施設名(今治市内)	
宿泊日(今治市内)	年 月 日
児童・生徒参加人数※	1泊目 _____人×1,500円= _____円 (a) 2泊目 _____人×1,500円= _____円 (b) 今治市内で宿泊する泊数分のみ記載してください。
申請金額	_____円 ((a) + (b))
今治市らしい独自のサービスの内容	

※児童・生徒参加人数は、教諭及び引率者は含まない。(児童・生徒数のみ)

【添付書類】

- (1) 修学旅行日程表(様式自由 宿泊先が記載されているもの)
- (2) 今治市らしい独自のサービスを提供したことがわかるもの
- (3) 実際に宿泊した児童・生徒数がわかるもの

担当者 職(担当) 電話番号	氏名
----------------------	----

年 月 日

(あて先) 今治市長

申請者 郵便番号  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金 実績報告書(体験型メニュー事業)

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施しましたので、今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて提出します。

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
学校名・学年	
宿泊施設名(今治市内)	
宿泊日(今治市内)	年 月 日
体験型メニュー※1	
参加児童・生徒人数※2	_____人×1,500円=_____円
申請金額	_____円

※1体験型メニューは、市内で体験した有料の体験コンテンツや観光施設等を記載すること。

※2参加児童・生徒人数は、教諭及び引率者は含まない。(児童・生徒数のみ)

【添付書類】

- (1) 修学旅行日程表(様式自由 宿泊先及び体験型メニューが記載されているもの)
- (2) 市内の有料コンテンツを利用したことがわかるもの
- (3) 実際に市内に宿泊し、市内有料体験コンテンツを体験した児童・生徒数がかかるもの

担当者 職(担当) 電話番号	氏名
----------------------	----

今治市指令記号第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定の通知をした今治市修学旅行  
宿泊誘致促進事業費補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基  
づき、次のとおり金額を確定したので通知します。

- |   |       |          |   |
|---|-------|----------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金        | 円 |
| 2 | 確定額   | 金        | 円 |
| 3 | 交付内容  | 学校名      |   |
|   |       | 対象児童・生徒数 | 人 |

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金 請求書

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金交付要綱第12条により、補助金交付の請求をします。

1 催行日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

2 学校名 \_\_\_\_\_

3 請求金額 ¥ \_\_\_\_\_

4 振込先

金融機関名		(金融機関コード)
支店名等		(支店コード)
預金種別	1. 普通 2. 当座(該当するものを○で囲んでください)	
口座番号 (右づめ)		
フリガナ 口座名義人		

※請求金額は、交付額確定通知書に記載された金額を記入してください。

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

今治市指令記号第 号  
年 月 日

今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金 交付決定取消・変更通知書

様

今治市長

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定を行った今治市修学旅行宿泊誘致促進事業補助金について、次の理由により交付を取消・変更することに決定しましたので通知します。

記

1 取消・変更理由

2 交付決定額（変更後） 金 円  
交付決定額（変更前） 金 円